議　　第　２２９　号

令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

財産の取得について

財産を次のように取得する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　財　　産　　物品　救助工作車　１台

２　取得価格　　１５７，３００，０００円

３　相 手 方　　熊本市中央区上水前寺１丁目１０番５号

熊本いちはら工業　株式会社

代表取締役　澤田　悦幸

（提出理由）

救助工作車の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。